

斜里町下水処理場・斜里郡3町終末処理場維持管理業務委託における共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、斜里町下水処理場・斜里郡3町終末処理場維持管理業務委託における共同企業体についての基本的な取り扱いを定めたものである。

1. 共同企業体の運営形態

本事業を複数の企業により構成される共同企業体で実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

2. 構成員の要件

共同企業体の構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 構成員数は2者以内とする。
- (2) 各構成員は、当該事業を構成する一部の業務もしくは当該事業と同種の業務について、元請として実施実績を有すること。
- (3) 各構成員は、実施要領「2.(2)参加資格要件 d)の1)、2)」のうちいずれかの要件を満たしていること。

3. 必要書類

共同企業体を結成しようとするものは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) 委任状の写し

4. 資格審査

共同企業体の資格審査は次のとおりとする。

- (1) 2.(2)に定める参加資格要件のうちa)からc)は、構成員の全てが満たすものとする。資格要件のうちd)に掲げた条件は、少なくとも1以上の条件を構成員は満たした上で共同企業体として全てを満たすものとし、構成員のうち上位の者の状況を共同企業体の資格として与える。
- (2) 共同企業体の構成員として本件に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業としての参加は認めない。また、他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (3) 代表者が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加

資格を失うものとする。代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。